

2023年5月24日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 時水 久
T E L 03-6361-5450

役員候補者及び報酬額改定に関する会社提案議案の決定並びに 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年4月18日付けプレスリリース「当社定時株主総会における株主提案に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社株主である合同会社 Yamauchi-No.10 Family Office(以下「YF0」といいます。)から2023年6月開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に関する株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を受領しております。本日、当社取締役会は本定時株主総会に当社が提案する取締役候補者、監査役候補者及び取締役の報酬額改定の各議案を決議するとともに、本株主提案の全てに反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会の付議議案

<会社提案>

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

なお、本定時株主総会において、第1号議案として剰余金の配当の件、第2号議案として定款一部変更の件、第6号議案として取締役及び執行役員向け株式報酬制度に係る額及び内容改定の件を付議します。

<株主提案>

第7号議案 取締役9名選任の件

第8号議案 監査役1名選任の件

第9号議案 取締役の報酬額改定の件

株主提案の各議案の要領及び提案の理由については、別紙1「本株主提案の内容」に記載の

とおりです。なお、同別紙は、本株主提案書面の記載を原文のまま記載したものです。

2. 会社提案の要領及び提案理由

(1) 第3号議案 取締役11名選任の件

ア. 提案の要領

大林東壽氏、平田浩美氏、佐藤 護氏、中村龍由氏、宮崎 敦氏、藤谷泰之氏、鳴澤 隆氏、大武和夫氏、松永明彦氏、西川泰藏氏、重本彰子氏を取締役として選任する。

イ. 提案の理由

(7) 当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に繋がること

当社は、2023年3月23日、2023年度を初年度とする5か年の中期経営計画「東洋建設グループ中計経営計画(2023-2027)」(以下「新中期経営計画」といいます。)を策定いたしました。新中期経営計画では、さらなる「レジリエント企業」への進化に向けて、従来3か年であった中期経営計画の期間を5か年に延長し、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を3つの柱とする、大きな経営の転換を実行することとし、以下の経営数値目標を掲げました。

2027年度(2028年3月期)連結目標

売上高	2,350億円以上
営業利益	150億円以上
当期純利益	90億円以上
ROE	12.0%以上
D/E レシオ	0.4前後
株主還元	計画1年目(2023年度)~3年目(2025年度)の配当性向を100%(下限50円)とする 計画4年目(2026年度)以降は、自己資本比率40%を目安に積極的な配当(下限50円)を継続する

当社は、2027年度(2028年3月期)までの5か年で、この大きな経営の転換を

着実に実行することで、2029年に迎える創立100周年に向けて、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化し、当社の経営理念である「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で、顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」を希求し、具体的な重点施策を実施することにより、経営目標を達成します。

当社は、当社及びYF0から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、2023年3月23日公表の新中期経営計画の前提としている財務予測に基づく当社の株式価値の算定を依頼し、2023年5月23日付けで、株式価値算定書を取得いたしました。

同算定書で算定された、新中期経営計画の前提としている財務予測に基づくDCF分析における当社株式1株当たりの株式価値の範囲との比較を踏まえ、当社取締役会としては、新中期経営計画を遂行することにより実現できる当社の本源的価値は、YF0らが2022年5月18日に当社に対して申込みを行った公開買付けの公開買付価格1,000円よりも相対的に優位であり、新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると判断いたしました。

以上から、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。詳細については、本日付けの当社の「合同会社Yamauchi-No.10 Family Office(旧合同会社Vpg)及び株式会社KITEによる当社株式に対する公開買付けの申込みに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「YF0提案に対する意見表明プレスリリース」といいます。)もご参照ください。

(イ) **新中期経営計画を実現するためには、当社提案の取締役候補者による経営が不可欠であること**

当社は、この度策定いたしました新中期経営計画に至るまでに過去3回の中期経営計画を策定しておりますが、その全てにおいて当初定めた数値目標を達成しております。これは、当社取締役会が当社の事業基盤への深い理解に基づき、海上土木事業を中心に陸上土木、建築、海外事業等、当社の各事業の着実な成長を実現してきた証左であるものと考えております。

当社は、当社事業のさらなる成長を図るために、現経営陣による着実な事業運営を引き継いだ上で、当社の事業基盤への深い理解に基づき長期的な視野に立つ

て当社の成長を実現できる人財によって新たな中期経営計画を策定することが必要であると判断し、上記(ア)のとおり、新中期経営計画を策定いたしました。このような視点に立って策定された新中期経営計画では、洋上風力市場へ参入し、同市場の海上工事分野でトップクラスのシェアを獲得していくためには 2027 年度までの 5 か年の経営が最も重要であるとの判断のもと、計画期間をこれまでの 3 か年ではなく 5 か年としております。新中期経営計画の策定に当たっては、土木事業及び洋上風力分野に関する重点施策については、現任の土木事業本部長である大林東壽氏及び土木事業本部副本部長兼洋上風力部管掌である中村龍由氏が中心となって策定し、また、建築事業に関する重点施策については現任の建築事業本部長である平田浩美氏が中心となって策定いたしました。また、現任の経営管理本部副本部長である佐藤護氏が、経営基盤の強化に資する人財戦略等の重点施策を策定するとともに、各事業分野の施策を踏まえて新中期経営計画の取り纏めを行いました。

新中期経営計画で掲げる重点施策(成長ドライバーの推進、既存事業の深耕、経営基盤の強化、資本効率経営への転換)を強力に推進するためには、当社の基盤事業である土木事業を長年にわたり率い、新中期経営計画の策定に関与した大林東壽氏を代表取締役社長とし、建築事業を長年にわたり率い、同じく新中期経営計画の策定に関与した平田浩美氏を代表取締役副社長として経営を行っていくことが不可欠であると考えております。また、同様に新中期経営計画の策定に関与した佐藤護氏及び中村龍由氏が業務執行取締役として経営に関与する必要があるとともに、現任の経営管理本部法務部長として、当社の各事業分野に精通し経営管理に関する豊富な経験と幅広い知識を有する宮崎敦氏の存在が不可欠です。

また、社外取締役に関しては、新中期経営計画を策定し新たな飛躍を目指すタイミングを区切りとして、現任社外取締役が任期満了と同時に退任することを予定していましたが、業務執行取締役に対する助言の連続性を確保するため藤谷泰之氏が留任した上で、中長期的な企業価値向上の視点から豊富な経験と専門的な知見に基づく助言や、客観的、中立的な立場から監視、監督できる社外取締役候補者を候補としております。

(ウ) 当社提案の取締役候補者の構成が最適であること

a. 当社の事業規模、同業他社の取締役人数等に鑑みて、11 名が最適な取締役人数であること

当社の定款における取締役会の員数上限は 15 名となっておりますが、新中期経営計画の推進及びさらなるガバナンス体制の強化のため、当社は取締役会の適切な規模について改めて検討いたしました。当社の新中期経営計画を

強力に推進していくためには、事業を率いる社内取締役は現状と同様 5 名必要と考え、その上で、さらなるガバナンス強化を目指し社外取締役が過半数となる構成とすることが当社企業価値向上のためには、最も適切な構成であると考えました。当該構成の取締役会とすることで、取締役会の規模が過大なものとはならず、様々なスキル・経験を有するメンバーによる有意義かつ実質的な討議が可能であると判断いたしました。

併せて、当社と同規模を有すると考えられる上場会社の取締役会の人数を以下の 3 つのパターンで調査したところ、いずれの条件においても取締役会の人数は 8 名～9 名が平均値であり、そのうち社内取締役は 5 名～6 名が平均値であるという結果が得られました。

時価総額 500 億円～1,000 億円：8.8 名(うち社内取締役 5.4 名)

時価総額 500 億円～1,000 億円かつ監査役会設置会社：8.29 名(同 5.2 名)

売上規模 1,000 億円～2,000 億円：8.9 名(同 5.5 名)

さらに、当社が新中期経営計画の最終年度目標として掲げる売上高 2,500 億円以上の売上高を有する企業の取締役会の人数を調査したところ、平均して 10.0 名(うち社内取締役 5.8 名)という結果が得られております。

以上より、当社の社内取締役の人数である 5 名は同規模の上場企業の平均値とほぼ一致しており、さらなるガバナンス向上のために取締役会において社外取締役が過半数となる 6 名の候補者を選任することで、取締役会全体で 11 名となったとしても決して過大であるということはなく、寧ろ充実した議論のためには適切な取締役会構成であると考えております。

b. 会社提案の取締役候補者のスキル・マトリックスについて

当社は、新中期経営計画の実現を効果的・効率的に図ることができるガバナンス体制を模索してまいりました。取締役会の多様性の向上の観点から、女性取締役を選任し、独立社外取締役が過半数となる取締役会構成としております。また、スキルセットの観点では現在設定しているスキルは継続的に重要な要素であるという前提のもと、当社の成長ドライバーである洋上風力市場への新規参入や海外建設事業のローカル化加速等を推進するために必要となる「新規投資・事業開発の知見」、「法務・リスクマネジメントの経験」、「グローバル経験」を重要なスキルセットとして設定しております。

■会社提案の取締役候補のスキル・マトリックス

(新規投資・事業開発を新たなスキルと設定)

	氏名	経営管理	営業	技術・ICT	グローバル	サステナ ビリティ	財務・会計	法務・リスク マネジメント	新規投資・ 事業開発
当社候補者	社内	大林 東壽	●	●	●	●			●
		平田 浩美	●	●	●		●		●
		佐藤 護	●	●			●	●	●
		中村 龍由	●	●	●				●
		宮崎 敦				●		●	●
	社外	藤谷 泰之	●	●		●	●	●	●
		鳴澤 隆	●			●	●	●	●
		大武 和夫				●		●	●
		松永 明彦	●			●	●	●	●
		西川 泰藏	●		●	●	●		●
	重本 彰子	●			●	●	●		
YFO提案候補者	社内	吉田 真也							
		登坂 章							
	社外	内山 正人							
		岡田 雅晴							
		加藤 伸一							
		名取 勝也							
		山口 利昭							
		松木 和道							
村田 恒子									

※ 株主提案候補者については面談を実施できておらず、どの程度のスキルを有しているかについて未確認であるため、スキルマトリックスは空欄としております。

(I) 各候補者の経歴・提案理由

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
大林 東壽 (1959年8月21日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 九州支店 土木部長 2011年4月 関東支店 土木部長 2015年4月 土木事業本部 土木部長 2016年4月 執行役員 土木事業本部 土木部長 2017年8月 執行役員 国際支店 副支店長兼工事部長 2019年4月 常務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌 2019年6月 取締役(現任) 2021年4月 専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌(現任)
① 取締役候補者とした理由	大林氏は、土木工事の施工管理に従事し、土木部長、国際支店副支店長兼工事部長等を経て、現在は専務執行役員として土木事業本部長を務め、力強いリーダーシップのもと、技術力・現場力・組織力の強化を推進し、当社の確固たる収益基盤である官庁土木事業のシェア確保に取り組み、2021年3月期の当社過去最高益の計上に寄与する等の実績を上げております。また、当社の成長ドライバーである洋上風力事業参入に向けた技術開発に取り組んでまいりました。 これまでの実績に加え、国内外における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社土木事業の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

② 所有する当社の株式数 27,900 株
③ 在任年数 4 年
④ 取締役会出席状況 30/30 回(100%)

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
平田 浩美 (1957 年 3 月 11 日生)	1979 年 4 月 当社入社 2006 年 4 月 建築本部 建築部長 2011 年 4 月 執行役員 大阪本店建築事業統括 2013 年 1 月 執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長 2014 年 4 月 常務執行役員 建築事業本部長 2014 年 6 月 取締役(現任) 2016 年 4 月 専務執行役員 建築事業本部長 2018 年 4 月 専務執行役員 建築事業本部長兼安全環境部管掌 2022 年 7 月 執行役員副社長 建築事業本部長兼安全環境部管掌(現任)

① 取締役候補者とした理由

平田氏は、建築工事の施工管理に従事し、建築部長等を経て、現在は執行役員副社長として建築事業本部長を務め、建築事業本部長就任当時に苦境だった建築事業において力強いリーダーシップのもと、徹底的に稼ぐ力や変化する社会ニーズへの対応力を磨き、技術力とコスト競争力の強化に取り組み、建築事業を土木事業と並ぶ収益の柱に成長させ、前中期経営計画における戦略も確実に実行してまいりました。

これまでの実績に加え、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社建築事業の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

② 所有する当社の株式数

41,500 株

③ 在任年数

9 年

④ 取締役会出席状況

30/30 回(100%)

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
佐藤 護 (1969 年 12 月 12 日生)	1994 年 4 月 当社入社 2002 年 2 月 株式会社オリエント・エコロジー 総務部長(出向) 2011 年 4 月 管理本部購買部 購買課長 2015 年 7 月 経営戦略室 課長 2016 年 4 月 秘書部長

	2020年4月	経営管理本部総務部長兼秘書部長
	2021年4月	執行役員 経営管理本部副本部長兼総務部長兼秘書部長
	2022年4月	常務執行役員 経営管理本部副本部長兼総務部長兼秘書部長
	2022年6月	取締役(現任)
	2022年7月	常務執行役員 経営管理本部副本部長(現任)

① 取締役候補者とした理由

佐藤氏は、購買・工事事務に従事し、新規事業会社での総務部長、経営戦略室課長、総務部長等を経て、現在は常務執行役員として経営管理本部副本部長を務め、優れた見識のもと中長期的な経営戦略や資本政策の検討のほか、国内土木・国内建築・海外建設の各事業の進捗に寄与し、前中期経営計画の実現及び新中期経営計画の策定に取り組んでまいりました。

これまでの実績に加え、経営管理全般に関する豊富な知識と幅広い知見を有しており、当社の企業価値向上の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

② 所有する当社の株式数
2,800株

③ 在任年数
1年

④ 取締役会出席状況
18/18回(100%)※2022年6月就任後

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
中村 龍由 (1962年6月4日生)	1985年4月 当社入社 2007年4月 東京営業所長 2012年4月 関東支店 土木営業第一部長 2016年4月 関東支店 副支店長兼営業第一部長 2018年4月 関東支店 副支店長 2019年4月 執行役員 関東支店長 2022年4月 常務執行役員 土木事業本部副本部長(営業担当)兼関東支店長 2023年4月 常務執行役員 土木事業本部副本部長兼洋上風力部管掌(現任)

① 取締役候補者とした理由

中村氏は、土木工事の施工管理及び営業に従事し、基幹支店において官庁土木の営業部長、支店長等を経て、現在は常務執行役員として土木事業本部副本部長並びに洋上風力部管掌役員を務め、官庁工事における業界シェア拡大、土木営業力の強化に取り組んできたほか、これまでの知見を活かし、当社の成長ドライバーである洋上風力事業の担当役員として競争力及び収益力の強化に向けて事業戦略の遂行に注力しております。

これまでの実績に加え、豊富な経験と幅広い知見のほか優れた判断力を有していることから、選任後に土木事業本部長として当社土木事業の推進にあたるのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

② 所有する当社の株式数

5,500 株

③ 在任年数

—

④ 取締役会出席状況

—

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
宮崎 敦 (1960年7月8日生)	1984年4月 当社入社 2002年6月 横浜支店 総務部長兼品質保証室長 2008年4月 総合監査部長 2009年4月 管理本部 総務部長 2015年4月 国際支店 総務部長 2019年4月 経営管理本部 法務部長(現任)
① 取締役候補者とした理由	<p>宮崎氏は、総務・法務事務に従事し、支店総務部長、本社総務部長等を経て、現在は経営管理本部法務部長を務めており、コンプライアンスやリスクマネジメントの推進に取り組んでまいりました。また、海外業務を担当する国際支店の総務部長も歴任しており、海外建設事業にも精通しております。</p> <p>これまでの実績に加え、国内外における経営管理に関する豊富な知識と幅広い知見を有していることから、当社のガバナンス強化及び企業価値の向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>
② 所有する当社の株式数	600 株
③ 在任年数	—
④ 取締役会出席状況	—

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
藤谷 泰之 (1958年3月26日生)	1982年4月 三井物産株式会社入社 1996年3月 米国三井物産株式会社 ニューヨーク本店 重化学機械部 GM 2006年4月 三井物産株式会社 プロジェクト本部 プロジェクト開発第三部長(北中南米) 2008年4月 同社 プロジェクト本部 電力事業部長

2012年4月	同社 欧州・中東・アフリカ副本部長兼中東三井物産株式会社 社長
2013年4月	同社 執行役員
2015年4月	同社 コーポレートディベロップメント副本部長兼三井物産投融資委員会メンバー兼 JA 三井リース株式会社 社外取締役
2016年4月	同社 常務執行役員
2018年4月	同社 専務執行役員 欧州・中東・アフリカ副本部長兼欧州三井物産株式会社 社長
2020年4月	同社 顧問
2022年6月	当社 取締役(現任)
重要な兼職の状況	－

① 取締役候補者とした理由

藤谷氏は、三井物産株式会社において役員を歴任し、海外現地法人の社長も経験される等国内外での経営経験を有しているほか、電力事業やエネルギーインフラ事業に関する知見と豊富な実績を活かして、当社の成長ドライバーである海外建設事業や洋上風力事業における重点施策の取り組み状況を監督し、積極的に執行部門へ助言を行ってまいりました。また、新中期経営計画の策定に当たっても、上記事業における基本戦略及び重点施策の立案に際して、グローバルな視点に立ち執行部門へ助言を行ってまいりました。

今後も当社の洋上風力事業を中心とする各事業に対して監督、助言等の役割を同氏が果たしていくことで、さらなるレジリエント企業への進化に向けた成長が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

② 所有する当社の株式数

0株

③ 在任年数

1年

④ 取締役会出席状況

17/18回(94%)※2022年6月就任後

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
鳴澤 隆 (1949年12月8日生)	1973年10月 株式会社野村総合研究所入社 1983年11月 ノムラ・リサーチ・インスティテュート・ヨーロッパ 投資調査部長(英国) 1990年4月 ノムラ・リサーチ・インスティテュート・ドイツ(当時)社長 1994年6月 同社 取締役経営システムコンサルティング部長 1997年4月 同社 取締役コンサルティング副本部長 2000年4月 同社 常務取締役コンサルティング部門長 2002年4月 同社 代表取締役専務執行役員 コンサルティング部門長 2004年4月 同社 代表取締役専務執行役員 事業部門統括 2007年4月 同社 代表取締役副社長 事業部門統括

	2008年4月	同社 代表取締役副会長
	2009年4月	同社 取締役副会長
	2009年3月	東京コカ・コーラボトリング株式会社(現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社) 社外取締役
	2011年6月	日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
	2012年7月	スターツコーポレーション株式会社 専務執行役員
	2016年6月	株式会社リコー 社外監査役
	2016年6月	平田機工株式会社 社外取締役
	2018年6月	一般財団法人神山財団 理事(現任)
	2018年6月	株式会社ロッテ 社外取締役(現任)
	重要な兼職の状況	一般財団法人神山財団 理事 株式会社ロッテ 社外取締役
<p>① 取締役候補者とした理由</p> <p>鳴澤氏は、株式会社野村総合研究所において国内、海外での長年にわたる経営コンサルティング業務にて培われた企業経営に関する専門的な知見と海外事業における豊富な経験を有しております。現に当該知見及び経験を活かし、スターツコーポレーション株式会社においては、専務執行役員として同社の海外展開を主導しております。当社の成長ドライバーである海外建設事業を推進する上で、各進出国でローカライズ強化等事業基盤の安定化を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>② 所有する当社の株式数</p> <p>0株</p> <p>③ 在任年数</p> <p>—</p> <p>④ 取締役会出席状況</p> <p>—</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
大武 和夫 (1952年11月27日生)	1978年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所
	1983年8月	Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison 法律事務所(米国)
	1984年8月	Freshfields 法律事務所(現 Freshfields Bruckhaus Deringer 法律事務所)(英国)
	1986年7月	長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所) パートナー
	2016年4月	同所 シニア・カウンセラー
	2018年2月	ファイザー株式会社 社外監査役
	2021年3月	日本ヒルトン株式会社 社外監査役(現任)
	2023年1月	大武法律事務所 代表(現任)
	重要な兼職の状況	大武法律事務所 代表 日本ヒルトン株式会社 社外監査役
① 取締役候補者とした理由		

大武氏は、日本、米国、英国において長年に渡る弁護士としての活動経験を通じ、グローバルな企業法務に関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。大武氏の経験と知見に鑑み、当社の成長ドライバーである海外建設事業を推進する上で、各進出国での法務・リスクマネジメントに関する適切な助言や監督に加え、ガバナンス経営に関しても、中立的及び公平な観点から執行部門に対する助言、監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

② 所有する当社の株式数

0株

③ 在任年数

—

④ 取締役会出席状況

—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
松永 明彦 (1954年8月8日生)	1978年4月 1986年4月 1988年7月 2001年1月 2008年3月 2015年8月 2015年12月 2016年6月 2019年6月	川鉄商事株式会社(現 JFE 商事株式会社)入社 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 同行 ロンドン支店 コーポレートファイナンス プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwC アドバイザリー合同会社)コーポレート ファイナンス CFIB パートナー 同社 Oversight・経営監視委員会メンバー オリバーワイマン・ジャパン パートナー 株式会社 FPG 社外取締役 プレミアムインベストメントアドバイザー株式 会社 代表取締役(現任) 株式会社 KPMG FAS シニアアドバイザー
	重要な兼職の状況	プレミアムインベストメントアドバイザー株式 会社 代表取締役
<p>① 取締役候補者とした理由</p> <p>松永氏は住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)において、長年にわたり国内、海外での M&A 業務に携わり、コーポレートファイナンスに関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。またプライスウォーターハウスクーパース株式会社(現 PwC アドバイザリー合同会社)では、日本法人の創立メンバーの一人として投資銀行・M&A 部門をゼロから立上げ、経営管理も経験されております。当社の成長ドライバーである洋上風力事業を推進する上で、M&A や異業種と協業等の積極的な投資戦略を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしま</p>		

した。
② 所有する当社の株式数 0株
③ 在任年数 —
④ 取締役会出席状況 —

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
西川 泰藏 (1955年3月18日生)	1979年4月 1999年7月 2001年7月 2003年10月 2005年11月 2007年7月 2009年7月 2012年1月 2020年1月 2022年12月	通商産業省(現経済産業省)入省 同省 工業技術院 国際認証課長 同省 産業技術環境局 認証課長 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 電子・情報技術開発部長 経済産業省大臣官房審議官 商務情報政策局担当 内閣府大臣官房審議官(科学技術・イノベーション政策担当)兼 内閣府原子力政策担当室次長 国際連合工業開発機関(UNIDO) 東京事務所代表 同機関 事務局長代行 兼 専務理事・事務次長 株式会社国連 SDGs コンサルティング 代表取締役(現任) 機械情報産業懇話会 理事・副会長(現任)
	重要な兼職の状況	株式会社国連 SDGs コンサルティング 代表取締役 機械情報産業懇話会 理事・副会長
① 取締役候補者とした理由	<p>西川氏は、通商産業省(現経済産業省)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、機械産業、電子・情報技術、再生可能エネルギー等の様々な分野における政策、また内閣府大臣官房審議官として科学技術、イノベーション政策に携わり、退官後は国際連合工業開発機関(UNIDO)の事務次長として SDGs の交渉に参加される等、国内外における産業政策や開発政策に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社の成長ドライバーである洋上風力事業を推進する上で、様々な技術開発を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	
② 所有する当社の株式数		

0株
③ 在任年数
—
④ 取締役会出席状況
—

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
重本 彰子 (1971年2月26日生)	1996年6月	スミス・バーニー証券(現シティグループ証券)入社
	1999年6月	ムーディーズ・ジャパン株式会社入社
	2005年5月	金融庁 証券取引等監視委員会入庁
	2013年5月	ラトガース大学ビジネススクール 講師(米国)
	2016年1月	国際連合日本政府代表部 ジャパンアドバイザー
	2019年9月	早稲田大学大学院経営管理研究科(早稲田大学ビジネススクール) 准教授
	2020年9月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 講師(現任)
	2021年3月	株式会社RS Technologies 社外取締役
	2022年6月	新電元工業株式会社 社外取締役
	重要な兼職の状況	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター 講師

① 取締役候補者とした理由

重本氏は、証券取引等監視委員会やラトガース大学ビジネススクール講師(米国)、早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター、上場企業の社外取締役等といった日米の産官学における幅広い実務経験や研究を通じてコーポレート・ガバナンス、企業倫理、ESG経営、SDGs等に関する豊富な経験と専門的な知見を有しております。当社が持続可能な企業として経営基盤を高度化させていくに当たり、ステークホルダーエンゲージメントの観点から執行部門への適切な助言、監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

② 所有する当社の株式数

0株

③ 在任年数

—

④ 取締役会出席状況

—

(オ) **本株主提案に記載されているガバナンス上の問題点は存在しないこと**

YFOは本株主提案において、「現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点」と題して、当社にガバナンス上の「問題点」があることを主張しています。しかしながら、YFO が主張するこれらの「問題点」はいずれも事実と反しています。 YFO は、「問題点」について、何らの具体的、客観的な根拠も示さな
いまま、当社との長時間に及ぶ口頭でのやりとりの一部分を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って羅列しているに留まります。YFO が主張するガバナンス上の「問題点」が存在しないことは、当社の 2023 年 3 月 28 日付けプレスリリースに記載したとおりですが、**別紙 2** のとおり、改めて当社の認識する具体的な事実関係をお知らせします。

(カ) **当社取締役候補者の選定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること**

当社の有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、当社の取締役候補者の指名に当たっては、経営の意思決定に必要な広範な知見を備え、経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における多様な実績を有すること等に基づき、その選解任を社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役 2 名及び社外取締役 3 名)において協議した上で、取締役会が決定いたします。

本定時株主総会における会社提案の取締役候補者を決定するに当たっても、役員指名・報酬委員会による協議をした上で、その協議を踏まえて取締役会として慎重に検討・審議して決定をしております、当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続を履践しております。

(2) **第 4 号議案 監査役 2 名選任の件**

ア. 提案の要領

乙成 哲氏及び川口浩一氏を監査役として選任する。

イ. 提案の理由

(7) **当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益**

の最大化に繋がること

上記(1)イ.(7)のとおり、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。

(イ) 新中期経営計画を実現するためには、当社提案の監査役候補者が選任される必要があること

当社は監査役会設置会社として、新中期経営計画を推進する取締役の業務執行を監査、監督する監査役の選任に当たり、その実効性を高めるためには当社事業内容に精通した社内監査役が1名は必要であるものの、監査役会の構成としては独立社外監査役が過半数を占めるべきであると考えております。

その上で、今回改選となる監査役2名の候補者の選任に当たっては、任期を迎える2名が常勤社内監査役と独立社外監査役であったことから、1名は社内監査役候補者とし、もう1名は社外監査役候補者とすることが適切であり、特に独立社外監査役には、改選期に当たらないその他2名の独立社外監査役のスキルを補うことができる、事業会社における経営管理全般に関する経験や知見、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する知見等を持った人材がふさわしいと考え、候補者を選任しております。

(ウ) 各候補者の経歴・提案理由

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
乙成 哲 (1963年11月27日生)	1986年4月 2006年11月 2014年6月 2021年6月	当社入社 管理本部人事部 人事課長 経営管理本部 経理部長 常勤監査役(現任)
① 監査役候補者とした理由 乙成氏は、当社経理部門に長く携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、当社グループの事業内容に精通しており、取締役、グループ会社を含む執行部門、総合監査部、会計監査人等と積極的に意見交換を行い、当社取締役の職務の執行及び必要に応じて子会社を含む事業及び業務の執行を監査してまいりました。 当社が中長期的な企業価値向上を目指すに当たり、取締役の職務の執行の監査を公正かつ効率的に遂行できる人材と判断し、引き続き監査役候補者といいたしました。		
② 所有する当社の株式数		

7,300株
③ 在任年数 2年
④ 監査役会出席状況 19/19回(100%)

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
川口 浩一 (1957年12月16日生)	1982年4月 2001年2月 2006年4月 2013年4月 2015年4月 2017年6月 2019年4月 2022年4月 2022年6月	伊藤忠商事株式会社入社 コーリンク株式会社 代表取締役社長 伊藤忠商事株式会社 金属カンパニー 石炭部長 同社 石炭・原子力・ソーラー部門長 同社 アセアン・西南アジア総支配人補佐 兼 伊藤忠インドネシア会社 社長 伊藤忠食品株式会社 取締役執行役員職能本部長 兼 コンプライアンス担当 同社 取締役常務執行役員管理統括部門長 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当 同社 取締役理事 同社 理事(現任)
	重要な兼職の状況	伊藤忠食品株式会社 理事
<p>① 監査役候補者とした理由 川口氏は、伊藤忠商事株式会社において国内、海外におけるビジネス経験を有し、また伊藤忠食品株式会社においては管理部門トップとして経営管理業務に携わり、経営管理全般、コーポレート・ガバナンス、事業リスク管理及びコンプライアンスに関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めていただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p> <p>② 所有する当社の株式数 0株</p> <p>③ 在任年数 —</p> <p>④ 監査役会出席状況 —</p>		

(イ) 本株主提案に記載されているガバナンス上の問題点は存在しないこと

上記(1)イ.(ウ)のとおり、YF0が主張するガバナンス上の「問題点」はいずれも事実と反しております。

YF0は、現任の各監査役は、現任取締役の一連の不適切な対応をコントロール

できず、実効的な経営監督の機能を果たしていないと主張していますが、当社の各監査役は、それぞれの専門的知見を活かして実効的な監査を行っており、監査役としての機能を適切に果たしております。

(オ) 当社監査役候補者の選定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること

当社の有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、当社の監査役候補者の指名に当たっては、財務、会計及び経営等に関する適切な知見を備え、経営の健全性確保に貢献できること等に基づき、社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役2名及び社外取締役3名)において協議した上で、監査役会の同意を得て取締役会が決定いたします。

本定時株主総会における会社提案の監査役候補者を決定するに当たっても、役員指名・報酬委員会による協議をした上で、その協議を踏まえて取締役会として慎重に検討・審議して決定をしております、当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続を履践しております。

(3) 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

ア. 提案の要領

取締役の報酬額を月額33百万円以内(うち社外取締役分月額12百万円以内)とする。

イ. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内(うち社外取締役分月額3百万円以内)とご承認いただき現在に至っております。

本定時株主総会では、当社のさらなるガバナンス強化を目指し、取締役会の過半数が社外取締役となるよう第3号議案にて6名の社外取締役候補者を提案していることから、取締役の報酬額を改定させていただきたく存じます。具体的には、以前ご承認いただいた報酬総額は変更せず、今回増員が予定される社外取締役分のみ報酬額を増額させていただきたく存じます。本報酬額の水準は、昨今の経済情勢や新たな取締役会構成、員数等を考慮しており、適当な額であると判断しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案の全てに反対します。

(1) 取締役選任議案及び監査役選任議案に対する反対理由

ア. 新中期経営計画の実現のためには当社提案の取締役候補者及び監査役候補者による経営・関与が必要であること

上記 2. (1)イ. (ア)のとおり、当社は、当社の新中期経営計画を遂行することこそが、当社の企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がると確信しております。そして、上記 2. (1)イ. (イ)のとおり、その実現のためには当社提案の取締役候補者による経営が不可欠であり、また、上記 2. (2)イ. (イ)のとおり、当社提案の監査役候補者の関与が必要です。

イ. YF0 から買収されることにより当社の企業価値は著しく毀損するおそれ大きいこと

YF0 らは、当社に対して、当社の経営課題に関する独自の認識を前提に、様々な施策を提案しております。しかしながら、YF0 らの施策は、事実誤認に基づいたものが多く、当社が既に取組済み又は取組中の内容が大半を占めています。また、YF0 らの提案内容は、建設業界の外部の者の視点による一般論に留まっており、当社の個別の事情を踏まえた具体的かつ有効な企業価値向上策は見当たりません。したがって、YF0 らが主張する「定量化できる施策のみで～30 億円のアップサイドが存在する」との試算は成り立たず、YF0 らの企業価値向上策を遂行しても当社の企業価値が向上しないことは明らかです。詳細については、本日付けの当社の YF0 提案に対する意見表明プレスリリースもご参照ください。

また、本日付けの当社の YF0 提案に対する意見表明プレスリリースのとおり、YF0 らは真摯な買収者とはいえない行為を繰り返していることに加えて、下記ウ. (ウ)c. のとおり、YF0 らによる当社株式の取得経緯に関しては、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法及び不正競争防止法違反の疑いがあります。当社は、各関係当局に対して情報提供を行っており、一部の関係当局からは、当社からの情報を、不正に関する情報等として受け付けた旨の連絡を受けております。

当社は、社会インフラや国家防衛関連工事といった、関係者からの信頼が極めて重要な事業を多数手がけており、他社との激しい競争環境の中においては、違法性に対する懸念や疑念が生じた時点で、当社の受注活動に悪影響やハンディ

キャップを生じさせる可能性が高く、企業価値の大幅な毀損が懸念されます。

以上からすれば、YF0 らによる当社の買収が当社の経営の基盤を崩壊させることは明らかです。詳細については、本日付けの当社の YF0 提案に対する意見表明プレスリリースもご参照ください。

ウ. 本株主提案の各候補者の構成、資質に関する問題

(7) 本株主提案の候補者の構成が十分なスキル・マトリックスを有していると判断できないこと

当社提案の取締役候補者 11 名のスキル・マトリックスは、上記 2. (1)イ. (ウ)b. に記載のとおりですが、下記(ウ)a. のとおり、当社の役員指名・報酬委員会は、本株主提案の候補者との面談を実施できていないため、各候補者が有しているスキルは不明であり、本株主提案の候補者の構成が十分なスキル・マトリックスを有しているとは判断できません。

なお、YF0 の 2023 年 4 月 20 日付け「東洋建設に提案する取締役・監査役候補者について」と題する資料において、YF0 は、業務執行取締役として、「東洋建設社内から企業価値向上を目指す明確な意思と経営手腕を持った人材を登用」する旨を明らかにしております。しかしながら、本株主提案は登用する人材について具体的に明らかにしていないため、そもそも YF0 の提案する最終的な経営体制は明確になっておりません。

(イ) 本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、企業価値向上に繋がらない YF0 の企業価値向上策に共感しており、当社を経営し、又は経営の監督をする資質に欠けること

本株主提案の取締役候補者である山口利昭氏の 2023 年 5 月 2 日付け「貴社役員指名・報酬委員会による面談実施要請へのご回答」と題する書面(以下「2023 年 5 月 2 日付け役員候補者回答」といいます。)には、本株主提案の取締役候補者・監査役候補者は、いずれも YF0 が抱く当社の持続的成長への考え方に共感していることが明記されております。

しかしながら、上記イ. のとおり、YF0 の企業価値向上策は当社の企業価値向上に繋がらないものであり、このような YF0 の企業価値向上策に共感していること自体が、本株主提案の取締役候補者・監査役候補者が当社を経営し、又は経営を監督する資質に欠けることを明らかにするものであるといわざるを得ません。

(ウ) 本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、当社のガバナンスに関する考え

方に問題があること

- a. 当社役員指名・報酬委員会との面談要請を拒否しており、ガバナンス上必要である当社の役員指名プロセスを軽視していること

当社は、2023年5月9日付けの当社プレスリリースにてお知らせしたとおり、本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者と当社の役員指名・報酬委員会との面談について、本株主提案の候補者全員の総意として面談要請には応じない旨の連絡を受けました。

役員指名・報酬委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性を強化するための機関であり、指名・報酬委員会による候補者の検討は当社のコーポレート・ガバナンス上必要な手続です。本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、このような重要なプロセスを軽視しており、当社のガバナンスに関する考え方に問題があるといわざるを得ません。

- b. 当社にはガバナンス上の「問題点」が存在しないにもかかわらず、当社のガバナンスに「問題点」があることを前提とした YF0 の当社に対するガバナンスに関する考え方に何の根拠もなく共感していること

上記2. (1)イ. (ホ)のとおり、YF0が主張するガバナンス上の「問題点」はいずれも事実と反しており、当社にはガバナンス上の問題は存在しません。しかしながら、2023年5月2日付け役員候補者回答に記載されているとおり、本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、いずれも YF0 が抱く当社の健全なガバナンスへの考え方に共感しているとのことであり、当社にガバナンス上の「問題点」が存在することを前提としております。取締役候補者及び監査役候補者が何の根拠もなく YF0 の主張に共感していることは、これらの候補者が当社のガバナンスに関して全く理解していないことを示しているといわざるを得ません。

- c. YF0には法令違反や秘密保持契約違反があるにもかかわらず、各候補者がYF0のガバナンスに関する考え方に共感していること

2023年5月9日付けの当社プレスリリース及び本日付けの当社の YF0 提案に対する意見表明プレスリリースにてお知らせしたとおり、YF0には、金商法、外国為替及び外国貿易法、及び、不正競争防止法等の法令違反の疑いが存在します。また、YF0は、当社と YF0 らとの間の 2022年8月26日付け秘密保持契約により公表することが禁止される当社との交渉内容等の公表を繰

り返し行い、同秘密保持契約上の秘密保持義務に違反しております。本株主提案の取締役候補者及び監査役候補者は、上記 b. のとおり、法令違反の疑いを有し、契約違反を繰り返している YF0 のガバナンスに関する考え方に共感しており、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方に問題があるといわざるを得ません。

(I) 本株主提案の業務執行取締役候補者の適正に疑義があること

本株主提案の取締役候補者のうち、業務執行取締役の候補者となっている吉田真也氏は、YF0 との間で当社の企業価値向上の検討に関するアドバイザー契約を締結しているとのことです。YF0 は、2022 年 5 月 18 日に当社に対して公開買付けの申込みを行っており、当社の利益と YF0 の利益が相反する状況が生じ得るにもかかわらず、このようなアドバイザー契約が存在することは、吉田真也氏の取締役候補者としての適正に疑義を生じさせるものであると考えております。また、吉田真也氏は、当社の事業である海洋土木事業に関する経験を有しておらず、当社としては、当社提案の取締役候補者に比べて業務執行取締役として当社に貢献できるとはいえないと判断しております。

また、業務執行取締役の候補者となっている登坂章氏も同様に、当社の事業である海洋土木事業に関する経験を有しておらず、当社としては、当社提案の取締役候補者に比べて業務執行取締役として当社に貢献できるとはいえないと判断しております。

エ. 本株主提案に対する反対意見の決定については、当社の役員指名・報酬委員会における協議を踏まえ、取締役会において慎重に検討・審議した結果であること

上記 2. (1)イ. (カ)及び上記 2. (2)イ. (オ)のとおり、当社の取締役候補者及び監査役候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める役員指名・報酬委員会(代表取締役 2 名及び社外取締役 3 名)において協議した上で、取締役会が決定することとなっております。

上記ウ(ウ)a. のとおり、役員指名・報酬委員会と各候補者との面談は各候補者の拒否によって実現しませんでした。が、本株主提案に対する反対意見の決定に当たっては、役員指名・報酬委員会において本株主提案の候補者について協議した上で、取締役会において慎重に検討・審議した上で決定しております。

(2) 取締役の報酬額改定議案に対する反対理由

当社はさらなるガバナンス強化を目指して第 3 号議案において 6 名の社外取締役候補者

を提案しております。そのため、上記 2. (3)イ. のとおり、第 5 号議案において、今回増員が予定される社外取締役分の報酬額を増額し、取締役の報酬額を月額 33 百万円以内(うち社外取締役分月額 12 百万円以内)とすることを提案しております。したがって、これと異なる本株主提案の報酬改定議案には反対します。

以 上

別紙1 本株主提案の内容

(別紙1)

第1 提案する議題

- 議題1 取締役9名選任の件
- 議題2 監査役1名選任の件
- 議題3 取締役の報酬額改定の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

- 1 議題1 取締役9名選任の件

議題1の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりです。なお、当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されていることに鑑み、議案1ないし議案9の提案の理由の合計の字数を3600字以内に収めております。

取締役会及び監査役の再編

当社の現任取締役3名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）及び現任の社外取締役3名に代えて、新たに9名の取締役を選任すると共に1名の監査役を選任し、取締役会及び監査役の再編を行うことを提案します。再編された取締役会及び監査役を中心に健全なガバナンス体制を構築すると共に、当社の戦略的なビジョンの構築と、その実現に向けた経営体制を強化し、当社の潜在価値の解放と長期的な事業変革による価値創造を目指します。また、合同会社Yamauchi - No.10 Family Office（以下、そのグループ会社を含み「YF0」といいます。）の買収提案を含む対抗買収提案を真摯に検討する体制を構築し、株主価値の最大化を実現させます。各候補者がどのように当社の企業価値の向上に寄与するかについては、各候補者の略歴等の「取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等」欄をご参照ください¹。

健全なガバナンス体制の構築

後述（ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点）の通り、上記の取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点が浮き彫りになっている中で、企業価値及び株主価値の向上には、ガバナンスの専門性及び独立性に欠けている現任取締役に代わり、十分な専門性と独立性を有する取締役を選任し、健全なガバナンス体制を構築することが不可欠です。

¹ 詳しくはYF0のウェブサイト（日本語版：<https://www.ja.rebuildtoyo.com/>、英語版：<https://www.rebuildtoyo.com/>）をご覧ください。

YF0 が取締役候補者として提案する名取氏、山口氏、松木氏及び村田氏並びに監査役候補である野中氏は、いずれもガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有しており、当社のガバナンス体制の再構築を担う人材です。また、このような法律家と上場企業の法務・コンプライアンス部門を率いた実績を有する者から成る、上場企業のガバナンスの専門性と体制構築の実績の両方を兼ね備えた構成によって、当社の企業価値・株主価値の最大化を実現する健全なガバナンス体制を構築します。

企業価値向上策実現のための体制の確保

YF0 は、当社に対し、詳細な経営施策、価値創造インパクトを含む企業価値向上策（以下「YF0 企業価値向上策」といいます。）を提示しました。YF0 が取締役候補者として提案する吉田氏、登坂氏、内山氏、岡田氏及び加藤氏は、インフラ関連企業を含む上場企業において取締役や部門トップを務めた実務経験を有しており、YF0 企業価値向上策又はそれ以上の企業価値向上を実現できる人材です。YF0 は、“長期的な会社の利益成長”による企業価値及び株主価値の向上を実現すべく、これまで企業価値向上策を示してきました。

他方で、当社が公表した中期経営計画や下限 50 円に加えて 3 年間配当性向 100%という非現実的な配当予想は、瞬間的に株価を上げ、当社の現行の経営陣の保身のための計画となっております。本来、事業変革による長期的な会社自身の利益成長を目指すのであれば、毎年の利益から成長投資に配分するべきであり、現行の経営陣による保身的な財務政策により、損害を受けるのは当社、当社株主及び当社の次世代の従業員です。

計画の内容も、YF0 企業価値向上策の一部施策を表層的に記載するに留まり、依然としてそれを実行可能とする体制や施策が不明です。このことから当社の中期経営計画や長期的な企業価値の向上を実現可能とする姿勢や資質がないことは明白です。

YF0 による買収提案を適切に検討するための体制

YF0 としては、YF0 による公開買付価格一株 1,000 円での対抗提案（以下「YF0 買収提案」といいます。）により当社を非公開化することが当社の企業価値・株主価値の最大化のために最善の策であると考えており、その実現にコミットしています。他方、上述のとおり、当社の現任の取締役会は、自己保身等により YF0 買収提案その他の当社の企業価値向上に資する提案を適切に検討できないことが明らかです。YF0 が提案する取締役候補者のうち、吉田氏を除く 8 名は、YF0 との取引関係等もなく独立性を有しております（吉田氏は YF0 と東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役に選任された場合には当該契約は終了する予定です。）。この独立性を有する取締役から構成される新体制により、YF0 買収提案を含む企業価値向上策の選択肢を適切に検討することが可能になるものと考えます。新体制においては、YF0 買収提案よりも当社の企業価値向上に資する魅力的な提案がないかの確認（いわゆるマーケットチェック）も適正かつ公正に実施されるものと考えております。

〈ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点〉

問題点① インフロニアによる公開買付けに対する不適切な賛同表明

当社の現任取締役は、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「インフロニア」といいます。）による公開買付価格一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明及びその維持において、以下を含め、自己保身等のために不適切な対応を行いました。

- ・ 当社取締役とインフロニアの間で、当社取締役がインフロニアに経営参画をする旨の約定（密約）が存在したにもかかわらず、これを隠匿し、当該密約を取り交わしていた取締役が中心となり、一般株主との利益相反が生じる体制で自己保身目的の検討を行った
- ・ インフロニアによる価格提示から僅か 8 営業日で、十分な価格交渉もせずに、賛同表明及び応募推奨を行った
- ・ YFO による一株 1,000 円での対抗提案を受領したにもかかわらず、インフロニアによる一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明を維持し、自己保身目的で一般株主がより高い株式価値を受領する機会を不当に阻止した

問題点② 対抗提案の検討における不適切な対応

YFO 買収提案の検討につき、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役、佐藤取締役の現任取締役 3 名は、以下を含む不適切な対応を行いました。

- ・ インフロニアによる一株 770 円での公開買付けの検討と比較して、YFO 買収提案に対して不適切な差別的対応を行った
- ・ YFO 買収提案を阻止するべく買収防衛策を導入した（その後、定時株主総会直前に株主からの支持を得られず取り下げた）
- ・ YFO との交渉において、非上場化を前提とする提案には賛同できないとの不適切な説明を行い、取締役会で YFO 買収提案を誠実に検討せず、270 日以上もの間事実上放置し、対抗提案の真摯な検討を怠った
- ・ 武澤代表取締役社長が機関決定も経ないまま、YFO 買収提案に賛同できない旨の結論を記した書簡を YFO 代表に手交した
- ・ 交渉経緯における不適切な対応を恣意的に隠蔽し、事実を歪曲し、印象操作を行おうとする情報開示を繰り返した

問題点③ ガバナンス上の問題点の存在

上述の取締役 3 名を含む現任取締役が、YFO 買収提案の検討過程で、企業価値向上に向けた行動ではなく、YFO 買収提案を阻止するための行動に終始し、また、不賛同の真の理由は開示できないため、他の上辺だけの理由を取り繕うための行動をするなど、ガバナンス上の重大な瑕疵が判明しました。

現任の取締役会及び各監査役は、当該現任取締役の一連の不適切な対応をコントロールできず、実効的な経営監督の機能を果たしていません。また、全権を持つ武澤代表取締役社長が意思決定をし、取締役会はそれを追認するだけの機関となっています。YF0は、現任の取締役会に対して再三ガバナンス上の重大な瑕疵を指摘してきましたが、現任の取締役会はガバナンス上の問題点は存在しないという主張に終始しており、自律的な改善・健全化は見込めないことが明らかになりました。このため、当社のガバナンスの改革のためには抜本的な再編が必要です。

上記の問題点を踏まえた YF0 の考え：特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役 3 名と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではない

上述の通り、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役及び佐藤取締役は、YF0 買収提案につき当社のガバナンス上問題となる不適切な対応を繰り返し、YF0 買収提案を含む対抗提案の検討を怠り、当社の企業価値・株主価値の向上を阻止する行動を繰り返してきました。また、当社の他の取締役についても、YF0 からの度重なる要請にもかかわらず、当該 3 名の取締役の行動を監督・是正しませんでした。

現任の取締役は、一般株主から経営を負託された取締役として、株主から期待されている責務を果たせていないことから企業価値・株主価値向上を実現できる実績・資質がないことは明白です。

また、現任の社外取締役及び監査役は、上述の不適切な対応を監督・是正できず、経営陣から独立した立場として業務執行を監督する役割を十分果たせておりません。

そのため、特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役 3 名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではありません。

(1) 議案 1

ア 議案の要領

吉田 真也（よしだ しんや）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

吉田 真也（よしだ しんや） 1960 年 12 月 8 日生

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	三菱商事株式会社 入社
2013年4月	同社 執行役員 経営企画部長
2016年4月	同社 常務執行役員 新産業金融事業グループ CEO
2019年4月	同社 常務執行役員 コーポレート担当役員(国内) 兼 関西支社長
2019年6月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(国内) 兼 関西支社長
2020年4月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(国内開発) 兼 関西支社長
2022年2月	日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 会長付特命事項担当顧問
2022年4月	同社 常務執行役員
2022年5月	同社 常務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年7月	同社 専務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年10月	同社 非常勤顧問
	<重要な兼職の状況> なし
<p>■ 所有する当社の株式の数：0株</p>	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>吉田氏は、三菱商事株式会社にて、不動産事業・PE投資事業を含む新産業金融事業グループCEOとして、海外都市開発事業への進出、データセンター事業の開拓など、経営戦略を変革し、新規事業を創出・実行する豊富なマネジメント経験を有しております。また、執行役員経営企画部長、代表取締役常務執行役員コーポレート担当役員を務めるなど、同社の経営管理や投資管理、ガバナンスの礎を構築してきた実績を有しています。吉田氏はかかる豊富なマネジメント経験や経営管理等の専門的知見に基づき、当社が従来の建設請負事業とは全く異なる高度な経営システムが求められる投資事業(洋上風力等)や民間建築事業での戦略的な取り組みに挑戦する上での戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高め、戦略的な考えに基づく経営の実行を牽引することが期待できることから当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>吉田氏とYF0は、東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役を選任された場合には当該契約は終了する予定です。</p>	

(2) 議案2

ア 議案の要領

登坂 章（とうさか あきら）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

登坂 章（とうさか あきら） 1959年6月3日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1983年4月	フジタ工業株式会社（現 株式会社フジタ） 入社
2008年4月	同社 建築本部 建築統括部長
2010年4月	同社 東日本支社建設統括部長 兼 東日本支社関東支店副支店長
2012年4月	同社 首都圏支社建設統括部長 兼 東京支店副支店長
2017年4月	同社 建設本部副本部長 兼 生産性向上推進部長 兼 検査部長
2020年4月	同社 建築本部 理事
2022年2月	フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 取締役常務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役常務執行役員は辞任する予定です。）
2022年4月	株式会社コンテック 取締役専務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役専務執行役員は辞任する予定です。）
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 登坂氏は、株式会社フジタにおいて東日本支社建設統括部長、首都圏支社建設統括部長及び建設本部副本部長を務めるなど、民間建築事業での最大1,000億円規模のマネジメント経験や生産性の向上、DXの推進などを執務してきた豊富な実績を有しております。またゴールドマン・サックスを再建スポンサーとする事業変革プログラムや大和ハウス工業株式会社の完全子会社後の新体制の中でも新規技術開発の企画推進に従事するなど、事業変革の経験を有しています。登坂氏はかかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社において、新たな損益管	

理の仕組みの導入や経験値の形式知化、高付加価値領域の取り込みを始めとする民間建築事業の利益成長のための変革推進を牽引し、戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高めることが期待できることから、当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

登坂氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(3) 議案 3

ア 議案の要領

内山 正人（うちやま まさと）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

内山 正人（うちやま まさと） 1955年7月23日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1978年4月	電源開発株式会社 入社
2005年3月	同社 エネルギー業務部長
2009年6月	同社 執行役員・エネルギー業務部長
2011年12月	同社 常務執行役員
2013年6月	同社 取締役常務執行役員
2015年6月	同社 取締役副社長
2016年6月	同社 代表取締役副社長
2019年4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 内山氏は、電源開発株式会社において販売、資源燃料、財務、人事労務、企画、総務部門に従事するなど豊富な業務経験を有し、エネルギー関連業務全般について高度な専門性を有すると共に、取締役常務執行役員、取締役副社長、取締役副社長執行役員を歴任し同社を率いると共に、エネルギー営業本部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。内山氏は、かかる企業経営に	

関する豊富な経験と専門的知見に基づき、当社がこれから投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みを含む新たな事業変革に挑戦する上で、当社の取締役会における戦略にかかる議論の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

内山氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(4) 議案 4

ア 議案の要領

岡田 雅晴（おかだ まさはる）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

岡田 雅晴（おかだ まさはる） 1956年5月7日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1979年4月	大成建設株式会社 入社
1996年8月	同社 関東支店 建築工事作業所 所長
2005年10月	同社 関東支店 建築部長
2009年6月	同社 関東支店 営業部統括営業部長（建築）
2013年4月	同社 執行役員 関東支店長
2015年4月	同社 常務執行役員 建築営業本部長
2020年6月	同社 専務執行役員 建築第三営業本部長
2021年4月	同社 顧問
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等	
岡田氏は、大成建設株式会社において関東支店建築部長、同営業部統括営業部長（建築）などを務め、その後建築事業関連の営業を担当する執行役員として東南アジアをはじめとする海外を含め、全国 20 拠点の建設営業部門を牽引するなど、民間建築事業領域の営業戦略等に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。岡田氏は、かかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社	

がこれからの企業価値向上のための重要なレバーの一つである民間建築事業での利益成長の為の戦略的な取り組みへ新たに挑戦する上で、当社の取締役会における民間建築の営業戦略にかかる戦略形成の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

岡田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(5) 議案 5

ア 議案の要領

加藤 伸一（かとう しんいち）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

加藤 伸一（かとう しんいち） 1962年6月29日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
1998年8月	クレディ・リヨネ銀行（現 クレディ・アグリコル銀行） 東京支店 ストラクチャードファイナンス部 次長
2004年4月	GE キャピタルリーシング株式会社（現 日本 GE 株式会社） 営業 開発本部 部長
2007年7月	カリヨン銀行（現 クレディ・アグリコル銀行） 東京支店レバレ ッジド・ファイナンス部長
2011年6月	株式会社東京スター銀行 執行役最高財務責任者（CFO）
2016年12月	エクイス・エナジー・ジャパン株式会社（現：ヴィーナ・エナジー・ ジャパン株式会社） マネージングディレクター兼 COO
2017年12月	アカシア・リニューアブルズ株式会社 事業開発ディレクター
2018年7月	juwi 日本エナジー株式会社 代表取締役社長
2019年6月	RWE Renewables Japan 合同会社 日本代表兼社長
2022年3月	プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント & CEO （現任）
	<重要な兼職の状況> プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント & CEO

<p>■ 所有する当社の株式の数：0株</p>
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>加藤氏は、5カ国で18カ所の洋上風力発電所を運営する世界有数の洋上風力発電会社である独 RWE の日本代表を始めとする複数の洋上風力エネルギー関連企業において代表者として経営を率いた経験があり、技術的動向や標準仕様を含むグローバルな競争環境や日本市場での将来需給シナリオを含む洋上風力領域における豊富なマネジメント経験と専門的知見を有しています。また、東京スター銀行で執行役最高財務責任者（CFO）、エクイス・エナジージャパンでマネージングディレクター兼 COO を務め、企業経営や資本政策に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。加藤氏のかかる洋上風力領域における豊富な経験や専門的知見は、当社の取締役会においては、洋上風力領域の経済性・リスク・競争優位性等の評価基準策定や戦略オプションの評価、事業戦略の実行等に関し多大な貢献ができると期待できることから、社外取締役として選任することを提案致します。</p>
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>加藤氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>

(6) 議案 6

ア 議案の要領

名取 勝也（なとり かつや）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

名取 勝也（なとり かつや） 1959年5月15日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	梶田江尻法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
1990年6月	Davis Wright Tremaine 法律事務所 入所
1992年7月	Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所 入所
1993年7月	エッソ石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社
1995年1月	アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan 合同会社）入社
1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）取締役
2002年3月	株式会社ファーストリテイリング 執行役員

2004年1月	日本アイ・ピー・エム株式会社 取締役執行役員
2010年4月	同社 執行役員
2012年2月	名取法律事務所開設、同所所長
2012年4月	オリンパス株式会社 社外監査役
2015年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役
2016年4月	グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任）
2019年6月	オリンパス株式会社 社外取締役 監査委員会委員長
2020年6月	株式会社リクルートホールディングス 社外監査役（現任） 株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社） 社外監査役（現任）
2020年12月	ITN 法律事務所開設、同所マネージング・パートナー（現任）
2021年6月	東京製綱株式会社 社外取締役（現任）
2023年3月	日野自動車株式会社 社外監査役（現任）
	<p><重要な兼職の状況></p> <p>ITN 法律事務所 マネージング・パートナー</p> <p>グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員</p> <p>株式会社リクルートホールディングス 社外監査役</p> <p>株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社） 社外監査役</p> <p>東京製綱株式会社 社外取締役</p> <p>日野自動車株式会社 社外監査役</p>
<p>■ 所有する当社の株式の数：0株</p>	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>名取氏は、経験豊富な国際的な弁護士であるのみならず、複数の日本企業及び外資系企業において経営に携わっており、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見に加え、上場企業の経営及びガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、名取氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更に、かかる見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>名取氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

(7) 議案7

ア 議案の要領

山口 利昭（やまぐち としあき）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

山口 利昭（やまぐち としあき） 1960年6月26日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1990年3月	大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所
1995年4月	山口利昭法律事務所 開設、同所代表弁護士（現任）
2004年6月	株式会社フレンドリー 社外監査役
2007年4月	同志社大学法科大学院 講師
2008年10月	日本内部統制研究学会（現 日本ガバナンス研究学会）理事（現任）
2010年7月	一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事
2012年7月	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム 幹事
2013年3月	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2013年6月	大東建託株式会社 社外取締役（現任） 同社 評価委員会（現 ガバナンス委員会）委員
2014年8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事（現任）
2014年12月	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 社外監査役
2015年2月	大阪市交通局 監査役
2015年6月	消費者庁公益通報者保護制度検討委員会 委員
2017年6月	大東建託株式会社 ガバナンス委員会 委員長（現任）
2018年4月	大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役（現任）
2018年10月	財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー（現任）
2019年7月	財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー（現任）
2021年12月	大東建託株式会社 指名・報酬委員会委員長（現任）
2022年10月	金融庁 企業会計審議会 臨時委員（現任）
	<重要な兼職の状況> 山口利昭法律事務所 代表弁護士

	<p>日本ガバナンス研究学会 理事 大東建託株式会社 社外取締役 兼 ガバナンス委員会委員長 兼 指名・報酬委員会委員長 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事 大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役 財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー 財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー 金融庁 企業会計審議会 臨時委員</p>
<p>■ 所有する当社の株式の数：0 株</p>	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>山口氏は、経験豊富な弁護士として法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有しています。複数の政府機関や上場会社においてコンプライアンスに関する会議の委員やアドバイザーを務めるなど、山口氏のかかる専門的知見は高く評価されています。さらに、企業の社外取締役・社外監査役の経験も有し、取締役会議長、指名報酬委員会委員長、M&Aにおける特別委員会委員長として活躍するなど、上場企業のガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、山口氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、かかるガバナンスの見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>山口氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

(8) 議案 8

ア 議案の要領

松木 和道（まつき かずみち）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

<p>松木 和道（まつき かずみち） 1951年8月17日生</p>

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1976年4月	三菱商事株式会社 入社
1979年6月	Harvard Law School 法学修士号 (LL.M) 取得
2003年1月	三菱商事株式会社 法務部長
2007年4月	同社 理事
2007年5月	経営法友会 代表幹事
2009年4月	三菱商事株式会社 理事コーポレート担当役員補佐 兼 コンプライアンス総括部長
2010年4月	東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
2011年4月	北越紀州製紙株式会社 (現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
2011年6月	同社 取締役 法務省 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年6月	北越紀州製紙株式会社 常務取締役
2016年6月	株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 (監査等委員) サンデンホールディングス株式会社 (現サンデン株式会社) 社外監査役
2017年6月	一般財団法人日本刑事政策研究会 理事 (現任)
2018年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役
2019年3月	NISSHA 株式会社 社外取締役 (現任)
2020年3月	一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事 (現任)
2020年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
	<重要な兼職の状況> NISSHA 株式会社 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 (監査等委員) 一般財団法人日本刑事政策研究会 理事 一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>松木氏は、上場企業で法務・コンプライアンス部門を率い、複雑な法的問題を含む問題に対処した幅広い実務経験に基づく専門的知見に加え、複数の企業の社外取締役 (監査等委員を含む。) としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験を有しています。そのため、松木氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメ</p>	

ント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

松木氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(9) 議案 9

ア 議案の要領

村田 恒子（むらた つねこ）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

村田 恒子（むらた つねこ） 1958年9月27日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1982年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社
2003年5月	同社パナソニックシステムソリューションズ社（現パナソニックコネクト社） 法務部長
2007年4月	同社理事ホームアプライアンス社（現くらしアプライアンス社） 法務・CSR 部長
2008年6月	松下設備ネットサービス株式会社（現パナソニックセーフティサービス株式会社） 取締役
2010年2月	文部科学省生涯学習政策局生涯学習官
2013年7月	パナソニック株式会社リーガル本部特命担当理事
2014年1月	日本年金機構 理事
2016年1月	同機構 監事
2018年6月	株式会社日本政策金融公庫社外監査役 株式会社アドバンテスト 社外取締役 監査等委員
2019年6月	株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員
2021年3月	株式会社ミルボン 社外取締役（現任）
2021年6月	株式会社カクヤスグループ 社外取締役（現任）

2022年6月	株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員（現任） サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）
	<重要な兼職の状況> 株式会社ミルボン 社外取締役 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>村田氏は、上場企業で法務・CSR部門を率いた実務経験に基づき、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有します。それに加えて、企業の社外取締役（監査等委員を含む。）としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験も有しています。そのため、村田氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>村田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

（注）

- (1) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏が社外取締役に就任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

2 議題2 監査役1名選任の件

(1) 議案10

ア 議案の要領

野中 智子（のなか ともこ）を監査役として選任する。

イ 提案の理由

当社の現任監査役は、上述した取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応に対して、YF0から繰り返しガバナンス上の問題点及びその是正を指摘されたにもかかわらず、一向に監督・是正できず、業務執行を監督する役割を十分果たせていません。

このため、現任監査役に欠けている独立性、実効性を改善するためには、ガバナンスの十分な専門性と独立性を有する監査役を選任することが不可欠です。

野中氏は、社外取締役等の豊富な経験を有し、ガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有する、ガバナンス体制の再構築を担う最適な人材といえます。野中氏を選任することによって、これまで当社の現任監査役のみでは十分に果たせてこなかった、当社の業務執行に対する経営監督機能を向上させ、不健全なガバナンス体制も改善します。

ウ 候補者の略歴等

野中 智子（のなか ともこ） 1956年6月3日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1995年4月	東京弁護士会登録、河鰭法律事務所 入所
1999年4月	東京銀座法律事務所 共同経営弁護士
2009年4月	最高裁判所司法研修所 民事弁護教官
2013年10月	法務省 新司法試験・司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法）
2018年2月	野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士（現任）
2019年6月	福山通運株式会社 社外取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> 野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士 福山通運株式会社 社外取締役
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 野中氏は、28年以上の弁護士経験を有し、様々な法的問題に対処してきた豊富な経験を有するのみならず、最高裁判所司法研修所の民事弁護教官や法務省の新司法試験・司法試験予備試験審査委員を務めるなど、その法的知識や専門性は高く評価されています。また、2019年から上場会社である福山通運株式会社の社外取締役も務めており、上場会社の法務及びコンプライアンス及びガバナンスについても精通しています。そのため、野中氏は当社の監査役として、特に当社のガバナンスの問題について、当社取締役会が適切に対応を行っているか、監督する責任を果たすこと	

ができます。したがって、野中氏を社外監査役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

野中氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)

- (1) 野中智子氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 野中智子氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

3 議題3 取締役の報酬額改定の件

(1) 議案11 取締役の報酬額改定の件

ア 議案の要領

議案1ないし9の取締役9名選任の件の候補者の全部又は一部の選任が承認可決されたことを条件として、取締役の報酬限度額である月額33百万円のうち、社外取締役分を月額10百50万円以内とする。

イ 提案の理由

当社の取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とする旨決議されています。なお、決議時における取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）でした。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号ないし第9号議案が承認可決され、現任の6名の取締役（うち社外取締役3名）が再任されなかった場合、取締役は11名（うち社外取締役7名）となりますので、社外取締役の員数増加に伴い、社外取締役の報酬限度額の増額を提案します。

1. 「インフロニアによる公開買付けに対する不適切な賛同表明」との主張について

(1) 当社取締役とインフロニアの間で、当社取締役がインフロニアに経営参画する旨の約定(密約)が存在したにもかかわらず、これを隠匿し、当該密約を取り交わしていた取締役が中心となり、一般株主との利益相反が生じる体制で自己保身目的の検討を行ったとの主張について

YFO は、当社の現任取締役は、インフロニア・ホールディングス株式会社(以下「インフロニア」といいます。)による公開買付価格一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明及びその維持について、当社取締役とインフロニアの間で、当社取締役がインフロニアに経営参画する旨の約定(密約)が存在したにもかかわらず、これを隠匿し、当該密約を取り交わしていた取締役が中心となり、一般株主との利益相反が生じる体制で自己保身目的の検討を行ったと主張しています。当該主張は、2022 年 4 月 27 日に行われた YFO らと当社事務局との面談における当社事務局の発言に基づくものと推測されます。

しかしながら、当該発言は、インフロニアが当社に対して行った公開買付け(以下「インフロニア TOB」といいます。)の協議の際に、インフロニアの事務局と当社事務局との間で、インフロニア TOB が成立した後の両社の協業の方法の一つとして、当社の取締役 1 名がインフロニアの取締役となって経営に携わるという方法を、あくまで事務局間レベルでの一つの案として検討していたことに言及したものです。また、当然のことながら、会社と特定の役員との間で何らかの事項が合意されたものではありません。当社又はその取締役とインフロニアとの間には何らの法的合意も存在せず、当社は YFO らに対して当社又はその取締役とインフロニアとの間に法的合意が存在する旨を伝えたこともありません。YFO は、当該発言を本来の文脈とは異なる形で、かつ自己に都合の良いように一方的に切り取って主張しているに過ぎません。他方、当社は、当然のことながら、金融商品取引法の定めに従い、弁護士等の外部専門家の確認も経て、インフロニア TOB に関して公表すべき事実を 2022 年 3 月 24 日付け意見表明報告書及びその後の訂正報告書に適正に記載して提出しています。

このように、YFO が主張する上記の「密約」は存在せず、意見表明報告書に記載しないで済むように書面による合意はしなかったという事実も存在しません。

これに加えて、YFO は、書面ではなく口頭による「密約」があったと主張していると考えられますが、インフロニアは会社法上の指名委員会等設置会社であり、同社の取締役は、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会において、同社により開示済みの厳格な手続を通じて候補者が決定された上で、最終的に同社の株主総会によって選

任されるのであって、仮にそのような口約束があったとしても、取締役就任することが保証されたとはいえません。上場会社の取締役(しかも、仮にYF0の主張に従ったとしても、そのような「密約」で自身の地位が保全される当社の取締役はわずか1名に過ぎません。)が、そのような口約束のために、会社を身売りすることに漫然と賛同するような行動を取るという推測は著しく不合理です。そのような口約束のために、当社取締役が会社の利益を害し、自己又は第三者の利益を優先しようとしたという主張は、単なる憶測の域を出るものではありません。

当社がインフロニア TOB に賛同したのは、取引の公正性を担保するために設置された特別委員会の、インフロニア TOB の目的が正当かつ合理的であり、手続の公正性や少数株主(一般株主)の利益への十分な配慮がなされていると認められ、取引条件の公正性及び妥当性も確保されている旨の答申を踏まえたものであって、「密約」なるものがあつたからでも、「密約」をした取締役が推し進めたからでもありません。これに対して、YF0 の主張を裏付ける客観的証拠は何ら示されていません。

(2) インフロニアによる価格提示からわずか 8 営業日で、十分な価格交渉もせず、賛同表明及び応募推奨を行ったとの主張について

YF0 は、当社が、インフロニアによる価格提示からわずか 8 営業日で、十分な価格交渉もせず、賛同表明及び応募推奨を行ったと主張しています。しかしながら、インフロニアや当社取締役会が、取引条件等の検証も含めインフロニア TOB に関する検討を短期間で実施することが可能であったのは、当社とインフロニアには、インフロニアの完全子会社である前田建設と当社との間の約 20 年以上に亘る資本業務提携関係により、相互の事業内容に関する深い理解が存在し、かつ、2020 年頃、当時の前田建設らとともに、共同株式移転により持株会社を設立した上で当社や前田建設を含む上場会社 4 社を子会社として統合する組織再編を検討した際にデュー・ディリジェンス等も既に実施していたからです。また、2022 年 4 月 27 日の第 1 回目の面談において当社が YF0 らに対して伝えているように、実際には公表日直前まで価格交渉を行っていたのであって、十分な価格交渉をしなかったとの YF0 の主張は事実と反します。

(3) YF0 による一株 1,000 円での対抗提案を受領したにもかかわらず、インフロニアによる一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明を維持し、自己保身目的で一般株主がより高い株式価値を受領する機会を不当に阻止したとの主張について

YF0 は、当社が、YF0 による一株 1,000 円での対抗提案を受領したにもかかわらず、インフロニアによる一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明を維持し、自己保身目的で一般株主がより高い株式価値を受領する機会を不当に阻止したと主張しています。

しかしながら、下記 2.にも記載しているとおり、当社は、YFO らが 2022 年 5 月 18 日に当社に対して行った公開買付けの申込み(以下「本件 TOB 申込み」といいます。)についてインフロニア TOB と比較して不公正・不適切な差別的対応を行っておらず、当社において、一般株主及び会社の利益を犠牲として当社の取締役の自己保身目的で意思決定プロセスを経たなどという事実は全く存在しません。本日付けの当社の YFO 提案に対する意見表明プレスリリースでお知らせしましたとおり、当社は、特別委員会設置等の適正な検討プロセスを経た上で、特別委員会の答申を尊重して、本日開催の取締役会において、取締役全員の一致により本件 TOB 申込みに対して反対の意見を表明することを決議いたしました。

2. 「対抗提案の検討における不適切な対応」との主張について

(1) インフロニアによる一株 770 円での公開買付けの検討と比較して、YFO による買収提案に対して不適切な差別的対応を行ったとの主張について

YFO は、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役、佐藤取締役の現任取締役 3 名が、インフロニアによる一株 770 円での公開買付けの検討と比較して、YFO による買収提案に対して不適切な差別的対応を行ったと主張していますが、当社は、本件 TOB 申込みについてインフロニア TOB と比較して不公正・不適切な差別的対応を行っておりません。

(2) YFO による買収提案を阻止するべく買収防衛策を導入した(その後、定時株主総会直前に株主からの支持を得られず取り下げた)との主張について

YFO は、上記取締役 3 名が、YFO による買収提案を阻止するべく買収防衛策を導入した(その後、定時株主総会直前に株主からの支持を得られず取り下げた)と主張しています。

しかしながら、「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK 1 Limited)らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針(Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本件対応方針」といいます。)は、本件 TOB 申込みにつき、①事前に具体的な説明を全く行わず、書簡及び面談で行っていた協議の流れを無視して、当社に対し何らの事前通告もなく一方的に公表したこと、②当社からの再三に亘る情報提供要請にもかかわらず十分な説明が全くなされず、不誠実な協議姿勢が続けられていたこと、③YFO らが、当社に対し、2022 年 6 月末までの間に本件 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るといった不当な圧

力をかけた提案を行っていたこと等から、当社取締役会が適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的として導入したものです。本件 TOB 申込みを合理的な理由なく阻止することが本件対応方針の真の目的であったという事実は存在しません。また、特別委員会から YF0 らのコンプライアンス上の懸念が示されていたことも、本件対応方針の導入理由の一つです。

(3) YF0 との交渉において、非上場化を前提とする提案には賛同できないとの不適切な説明を行い、取締役会で YF0 による買収提案を誠実に検討せず、270 日以上もの間事実上放置し、対抗提案の真摯な検討を怠ったとの主張について

YF0 は、上記取締役 3 名が、YF0 との交渉において、非上場化を前提とする提案には賛同できないとの不適切な説明を行い、取締役会で YF0 による買収提案を誠実に検討せず、270 日以上もの間事実上放置し、対抗提案の真摯な検討を怠ったと主張しています。

しかしながら、当社は、本件 TOB 申込みを受けて以降、一貫して本件 TOB 申込みについて真摯に検討を行ってきました。当社は、YF0 らに対し、非上場化を前提とする提案には賛同できないと説明した事実はなく、(a) 当社の経営の基盤である海上工事においては、公共事業として入札手続を伴うものが大部分を占め、また、港湾・国防に関わるものも多いたるところ、当社がこれらの工事を安定的かつ継続的に受注できているのは、これらの工事を受注するために不可欠な、法令遵守及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことが一つの大きな要因であること、また、(b) 海上工事は当社一社だけで実施できるものではなく、その実施に当たっては、協力会社、共同企業体構成会社、地域の関係者等の様々なご関係者との協働が不可欠であるところ、当社がこれまでこれらの工事を受注し施工できている理由として、当社が関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることも挙げられると考えていること等を丁寧に説明いたしました。このような当社の経営の基盤の説明は、海上工事を主たる事業としていく上で不可欠の経営基盤が何かということ、YF0 らの求めに応じて説明したものに過ぎません。

また、当社取締役会は、2022 年 5 月 23 日以降、YF0 らに対して、本件 TOB 申込みに関する賛同するか否かを判断するために必要な情報の提供を再三依頼してきたにもかかわらず、当該情報の提供を受けられませんでした。そもそも、当社は、本件 TOB 申込みに先立つ 2022 年 4 月 27 日の時点で既に YF0 らに「質問事項」を送付し、当社が YF0 らの完全子会社として非公開化された場合に YF0 らが想定している当社の事業計画(財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策を含みます。)を具体的に説明するよう、再三に亘り要請してきましたが、YF0 らから回答がなされない状況が続きました。このような状況を踏まえ、既に YF0 らから提供を受けている情報に限定してでも、当該情報に基づき本件 TOB 申込みについての検討を可能な限り進めることが当社

の中長期的な企業価値及び株主の皆様の利益の確保・向上に資すると判断し、2023年2月14日、本件 TOB 申込みについての検討を可能な限りを進めることを決定いたしました。そして、これに伴い、本件 TOB 申込みについての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同日、特別委員会を設置することを決議したものです。その上で、当社は、上記 1. (3) のとおり、特別委員会の答申を尊重した上で、本日開催の取締役会において、取締役全員の一致により本件 TOB 申込みに対して反対の意見を表明することを決議しております。以上の経緯からも明らかなおと、特別委員会の設置がこのタイミングとなったのは、ひとえに、YF0 から必要な情報の提供が受けられなかったことが原因です。

(4) 武澤代表取締役社長が機関決定も経ないまま、YF0 による買収提案に賛同できない旨の結論を記した書簡を YF0 代表に手交したとの主張について

YF0 は、武澤代表取締役社長が機関決定も経ないまま、YF0 による買収提案に賛同できない旨の結論を記した書簡を YF0 代表に手交したと主張しています。

しかしながら、当社代表取締役社長が、機関決定を経ずに本件 TOB 申込みには賛同できない旨の書簡を一般社団法人 Yamauchi-No. 10 Family Office の代表理事である山内万丈氏(以下「山内氏」といいます。)に交付したのは、そのような書面を交付するようとの山内氏からの再三に亘る強い要請を受けたためです。すなわち、2022年11月14日の第3回目のトップ面談において、山内氏より、当社代表取締役社長に対して、同月末日頃を目途として当社から折衷案の提示を行うよう要請されたことに対して、当社代表取締役社長から、それまでに第三者委員会や取締役会を経た判断をすることはできないことを伝えました。それにもかかわらず、山内氏から、そのような手続を踏んだ正式な提案ではなくその時点での当社の代表取締役社長・事務局の「気持ち」を連絡することで良いので是非とも提出して欲しいという強い要請を受けたため上記書簡を交付いたしました。このように、上記書簡の交付は、当社の機関決定を経していない足許の協議状況を踏まえた当社事務局の「案」として提示することについて、山内氏の再三に亘る強い要請に応じて行われたものです。

(5) 交渉経緯における不適切な対応を恣意的に隠蔽し、事実を歪曲し、印象操作を行おうとする情報開示を繰り返したとの主張について

YF0 は、上記取締役3名が、YF0 との経緯における不適切な対応を恣意的に隠蔽し、事実を歪曲し、印象操作を行おうとする情報開示を繰り返したと主張していますが、これらの主張はいずれも事実と反しており、YF0 の主張を裏付ける客観的証拠は何ら示されていません。

3. 「ガバナンス上の問題点の存在」との主張について

YF0は、当社の現任取締役が、YF0による買収提案の検討過程で、企業価値向上に向けた行動ではなく、YF0による買収提案を阻止するための行動に終始し、また、不賛同の真の理由は開示できないため、他の上辺だけの理由を取り繕うための行動をするなど、ガバナンス上の重大な瑕疵が判明したと主張しています。

具体的には、2023年3月3日付けのYF0らのプレスリリースにおいて、YF0は、当社事務局から、「そのような理由(基盤崩壊論)は、不賛同ないしは反対表明の理由として開示できないため、何らかの『他の理由』を作って開示しなければならない」等、本件TOB申込みに賛同しないために、他の上辺だけの理由を取り繕うことを示唆した言動があったと主張しています。しかしながら、(a)当社の経営の基盤である海上工事においては、公共事業として入札手続を伴うものが大部分を占め、また、港湾・国防に関わるものも多いたるところ、当社がこれらの工事を安定的かつ継続的に受注できているのは、これらの工事を受注するために不可欠な、法令遵守及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことが一つの大きな要因です。また、(b)海上工事は当社一社だけで実施できるものではなく、その実施に当たっては、協力会社、共同企業体構成会社、地域の関係者等の様々なご関係者との協働が不可欠であるところ、当社がこれまでこれらの工事を受注し施工できている理由として、当社が関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることも挙げられると考えています。YF0が挙げる上記の発言は、このような情報は守秘性が高いセンシティブな情報を含むものであり、開示することによって関係者へも影響が及ぶことが想定されたため、それを詳細まで詳らかに公開情報として開示することがためられるという趣旨で当社事務局より行われたものです。

また、YF0は、2023年3月3日付けのYF0らのプレスリリースにおいて、当社の情報提供要請や特別委員会の設置について、本件TOB申込みに賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うための検討プロセスを2023年2月になって開始したと主張しています。しかしながら、上記2.(3)のとおり、特別委員会の設置がこの時期となったのは、ひとえに、YF0らから必要な情報の提供が受けられなかったことが原因であって、本件TOB申込みに賛同しないための上辺だけの理由を取り繕うための検討プロセスを2023年2月になって開始したというYF0の主張は事実と反します。

加えて、YF0は、現任の取締役会及び各監査役は、現任取締役の一連の不適切な対応をコントロールできず、実効的な経営監督の機能を果たしていないこと、また、全権を持つ武澤代表取締役社長が意思決定をし、取締役会はそれを追認するだけの期間となっていることを主張しています。

しかしながら、当社の取締役会では、社外取締役を含め活発に議論がなされてお

り、当社代表取締役社長の意向のみにより当社の意思決定が行われているという事実は存在しません。

以 上